

Japan Wood Label 及び Wood Carbon Label の表示に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、「Japan Wood Label（以下「JWL」という。）」及び「Wood Carbon Label（以下「WCL」という。）」（以下、JWL及びWCLを総称として「ロゴマーク」という。）について、管理団体から承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）が対象となる建築物・製品等にロゴマークを使用する場合において、遵守すべき表出方法やJWL及びWCLの大きさ、色の規格等、表示に係る統一的なルールを定めるものとする。

2. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、林野庁に帰属する。

3. 管理団体

ロゴマークは、日本ウッドデザイン協会（JWDA）が管理団体として運用及び管理する。

4. 表出方法

- （１） 使用においてJWL及びWCLを並置して表示することが望ましいが、承認使用者が訴求したい内容に応じそれぞれのマークは単独でも使用することができる。
- （２） WCLを使用する場合、ロゴマークとともに炭素貯蔵量に係る数値を明記する必要がある。マークのサイズや表示方法により炭素貯蔵量の併記が困難な場合は、承認使用者の責任の下、承認使用者が管理するウェブサイトや紙媒体において炭素貯蔵量を別途明記する必要がある。
- （３） 表出の手段については、承認使用者の目的に応じた幅広い方法を認め創意工夫を引き出す観点から、制限を設けないこととする。

例示

- ・ 建築物・空間等における、刻印、表示版埋め込み等
 - ・ 製品等における、シール貼り付け、焼き印等
 - ・ カタログ・チラシ等における、紙媒体への印刷等
 - ・ 建築物・製品等の納品書における、炭素貯蔵量の証明欄等
 - ・ ウェブサイトにおける、電子データによる配布等
 - ・ 広告やSNSにおける、動画、画像による配布等
- （４） （３）に例示するウェブサイト、広告やSNSにおける配布については広報の範囲と対象が広いため、二次的な悪用を予防する観点から、管理団体が承認使用者を認定する段階で目的や手法等を確認し、広報前、および事後に状況の報告を求めることができるものとする

る。

- (5) 承認使用者は、ロゴマークの目的に資する国産材の使用状況や意義・効果の発信及び使用に伴う企業価値を高める観点からも、承認使用者が管理するウェブサイト等においてロゴマークに関連する活動の情報を掲載することに努めることとする。

例示

- ・ 再造林や植樹の取組を実施しており、森林・林業の持続可能性向上に貢献
- ・ 対象建築物・製品等に係る売上の一部について山林の生物多様性保護の資金として寄付

5. ロゴマークの規格

- (1) JWL及びWCLのデザインパターン

別紙のとおり

- (2) JWL及びWCLデザインの取り込み

対外的なロゴマークの表示イメージを統一するため、承認使用者は、JWDAホームページ内でリンク・公表するウェブサイトからダウンロードにより活用すること。

- (3) JWL及びWCLの大きさ

並記表示、単独表示ともに最低限タテ8mm以上の大きさとする。

- (4) 色指定

背景色は原則として白又はラベルの視認性、可読性を損なわない程度の淡色とすること。
ロゴマークに用いる色は、黒又は以下のカラーコードを用いることを推奨。

DIC指定	CMYK指定	RGB指定
387s	C:80%, M:30%, Y:80%, K30%	R:55%, G:107%, B:71%

- (5) フォント指定

ロゴマーク使用に伴い説明文や炭素貯蔵量数値等を記載する場合、次のフォントを用いることを推奨。

英文及び数字：Arial、和文：Noto Sans JP

6. 表示データの遵守事項

承認使用者は、管理団体が提供するロゴマークのデータを活用する場合、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 表示データの内容について、修正・加工を行わないこと。
- ② 表示データの内容について、部分的な使用を行わないこと。
- ③ 表示データの仕様による色、縦横比、形状を変更しないこと。

7. 承認使用者の責務および遵守事項

- (1) 承認使用者は、関係法規、「木材利用の意義等を表すロゴマークの使用及び管理に関する規程」、「Japan Wood Label及びWood Carbon Label運用規程」、本ガイドラインを厳格に遵

守するとともに、ロゴマークの趣旨に反した利用がなされないように細心の注意を払うこと。

- (2) 承認使用者は、別に添付する参考 1, 2 に掲げる表示に関しての一般的な留意事項も遵守すること。

また、ISO14021タイプⅡ環境ラベル表示（日本ではJISQ14021）（参考 2）に準拠するため、環境主張の内容に説明文をロゴマークと共に明示するか、承認使用者が管理するウェブサイトや紙媒体において炭素貯蔵量を別途明記する場合は、以下の説明文面を参考として記載すること。

JWL

「本建築物（本製品）で使用されている木材には国産材が30%以上含まれています。国産材を積極的に活用することで、日本国内の森林の適切な循環利用に貢献しています。」

WCL

「本建築物（本製品）は木材が炭素を貯蔵する性質を活かし、木材を積極活用することでカーボンニュートラルの実現に貢献しています。」

JWL・WCLを併記する場合：

「本建築物（本製品）では国産材を30%以上含む木材が積極活用されています。木材を活用することでカーボンニュートラル実現に貢献するだけでなく、国産材を積極的に活用することで日本国内の森林の適切な循環利用に貢献しています。」

8. その他

本ガイドラインは、国産木材活用住宅ラベル協議会が運用する住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する「住宅」をいう。）を対象とする「国産木材活用住宅ラベル」には適用しない。

附則

このガイドラインは、令和6年12月10日から施行する。

JWL及びWCLのデザインパターン

(JWL 横組/縦組)



JAPAN WOOD LABEL

(WCL 横組/縦組)



WOOD CARBON LABEL

(JWL・WCL並記 横組/縦組)



JAPAN WOOD LABEL



WOOD CARBON LABEL

(W C L + 炭素貯蔵量数値 横組/縦組)



参考1

表示に関する一般的な留意事項

(1) 景品表示法に定める「不当な表示」

- 我が国では、景品表示法において、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について、実際のものよりも又は事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当な表示を禁止しており、本ガイドラインにおける表示も規制の対象となっています。
- 本ガイドラインにおける表示を行う際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づいて適切に行う必要があります。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（昭和37年法律第134号）

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

引用元「農産物の環境負荷軽減に関する評価・表示ガイドライン」（令和6年3月農林水産省）

参考2 表示に関する一般的な留意事項

(2) 国際規格（タイプII規格）

- 事業者等の自己宣言による環境主張は、ISO 14021タイプII環境ラベル表示（我が国ではJIS Q 14021）として国際的にルール化されており、わが国では、「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～」（平成25年3月環境省改訂）が発行されています。

○ 主張は正確で、実証されており、検証可能であること

- ・ タイプII規格では、主張を作成する以前に主張内容が実証され、それを検証するための評価方法の準備や、評価は完全に文書化すること、そして、その文書は情報公開の対象であることなどが規定されています。主張内容の事前実証については、前述したとおり、景品表示法に規定されています。主張内容が正確であるかについて、第三者の認証機関等から確認を得る義務はありませんが、事業者内での十分な議論や関係機関及び事業者団体等との事前確認や表現の適切さ等について協議されることが望まれます。

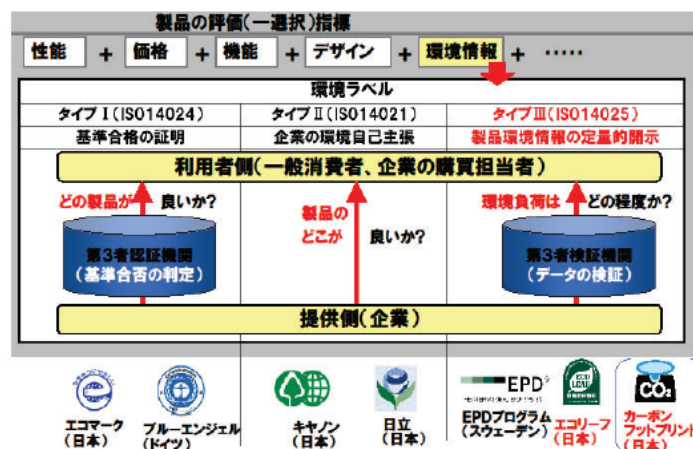
○ あいまいな表現や主張の対象が特定されない表示は行わない

- ・ タイプII規格は、「環境に安全」、「環境にやさしい」、「地球にやさしい」、「無公害」、「グリーン」、「自然にやさしい」、「オゾンにやさしい」などのあいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張をしてはならない、としています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを、その根拠を示さずに使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象を与える可能性があります。そのような弊害を避けるためにも、環境配慮の内容（独自又は共通の基準及び適合状態や改善状況など）を、具体的に説明することが必要です。

○ 主張内容は、製品のライフサイクルにおける関連する環境側面のすべてを考慮したものでなければいけない

- ・ 最終製品の性能や仕様、製品やサービスの環境表示への適合性、基準の達成状況等に関する主張内容は、真実であること、また、製品やサービスのライフサイクルに関連するあらゆる環境側面を考慮したものでなければなりません。つまり、製品やサービスのライフサイクルを総合的かつ定量的に評価し、環境負荷の改善程度や優位性を判断することが必要となります。なお、タイプII規格では、必ずしもライフサイクルアセスメント（LCA）の実施を要求していませんが、例えば、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる（トレードオフ）可能性があるため、ライフサイクル全体でトレードオフのないことを確認することが望ましく、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことだけを誇張して主張することはできません。

○ 環境ラベルの国際規格における分類



出所：一般社団法人サステナブル経営推進機構資料